

慶弔関連

● 慶弔休暇

本人の結婚	連続 5 日まで
配偶者の出産	2 日
父母、配偶者及び子の死亡	5 日
祖父母、配偶者の 父母・兄弟姉妹の死亡	2 日

● 慶弔見舞金

本人の結婚	勤続 3 年以上：3 万円 勤続 3 年未満：2 万円
本人の子の出産	1 万円
本人の死亡	【業務上】 勤続 10 年以上：20 万円 勤続 10 年未満：10 万円 【業務外】 5 万円
配偶者の死亡	3 万円
本人の親または子の死亡	本人喪主：3 万円 それ以外：1 万円
義父母又は兄弟姉妹の死亡	1 万円

* いずれも申請が必要です。試用期間の従業員は、原則として対象外です。